

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則</p>	<p>被選奨者に対して賞状のみを授与する旨を定めるため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 被選奨者への賞状授与 教育委員会は、被選奨者に対して賞状のみを授与するものとする。 (第7条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則（案）

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の
一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び副賞」を削り、同条第二項中「副賞」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(賞状等) 第七条 教育委員会は、被選奨者に対して賞状の授与を行う。 2 前項の賞状及び授与式については別にこれを定める。</p>	<p>(賞状等) 第七条 教育委員会は、被選奨者に対して賞状及び副賞の授与を行う。 2 前項の賞状、副賞及び授与式については別にこれを定める。</p>